



2025 年 5 月 29 日

各 位

会社名 株式会社ハローズ
代表者名 代表取締役社長 佐藤 利行
(コード番号：2742 東証プライム市場)
問合せ先 取締役総合企画室長 大原 崇典
(TEL. 086-483-1683)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株式発行」又は「発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 割 当 日	2025 年 6 月 27 日
(2) 発行する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 5,600 株
(3) 発行価額及び 発行総額	1 株につき 4,720 円 ※ 本株式発行は、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法第 202 条の 2）、公正な評価額として、本日開催の取締役会決議の日の前営業日（2025 年 5 月 28 日）における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（4,720 円）を発行価額とし、当該発行価額に上記の発行する株式の数に乗じた金額 26,432,000 円を発行総額としております。
(4) 株式の割当ての対象者 及びその人数並びに 割り当てる株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。） 8 名 5,600 株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2025 年 4 月 14 日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2025 年 5 月 29 日開催の第 67 回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、支給する報酬は当社の普通株式とし、本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬としての当社の普通株式の総額は、年額 100 百万円以内、対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年 50,000 株以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 3 年間から 50 年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、当社が、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社普通

株式の発行又は処分を行う方法により、対象取締役に対して当社普通株式の発行又は処分をする制度ですが、当該発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

なお、対象取締役は、当社の普通株式について発行又は処分を受けるに当たり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたします。その1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

今回は、指名報酬委員会で審議したうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、対象取締役8名に対し、当社の普通株式5,600株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を50年としております。

本新株式発行において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2025年6月27日～2075年6月26日

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。

（3）譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当の取締役の地位を任期満了その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む。）により退任した場合には、対象取締役の退任の直後の時点に、譲渡制限を解除します。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、本割当日を含む月から対象取締役の退任の日を含む月までの月数を60で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）とします。

（4）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当社は当然に無償で取得します。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を60で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）の株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除します。また、当社は、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当然に無償で取得します。

（6）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係

る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

以 上